

事 務 連 絡

平成 25 年 4 月 26 日

市内介護保険サービス事業者 様

伊 丹 市 健康福祉部

福祉保険室 介護保険課長

### 中国における鳥インフルエンザへの対応について

現在、中国で鳥インフルエンザ A ( H 7 N 9 ) 感染患者が 100 名余り発生し、うち 20 名余りが死亡しています。今のところ、ヒトからヒトへの感染は確認されていませんが、ヒトからヒトへの感染による感染拡大、日本国内での発生が危惧されている状況です。

施設における感染症防止対策に当たっては、下記を参考に、鳥インフルエンザ A ( H 7 N 9 ) に関する情報にも留意の上、利用者及び職員の健康管理、手洗い・手指消毒・咳エチケット・うがいの励行等を基本に、引き続き適切な対応に努めていただくようお願いいたします。

なお、今後、実際に県内で新型インフルエンザの感染患者が発生し、まん延の恐れが生じた場合等には、具体的な対応について県から情報提供があり次第、あらためて通知しますので、念のため申し添えます。

### 記

#### 1 鳥インフルエンザ A ( H 7 N 9 ) に関する情報サイトについて

厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症・  
予防接種情報 > インフルエンザ対策 > 鳥インフルエンザ A (H7N9) について

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/  
kekkaku-kansenshou/infuenza/h7n9.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/h7n9.html)

内閣官房ホームページ

トップページ > 新型インフルエンザ等対策

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

#### 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

国内における新型インフルエンザへの対応は、本年 4 月 13 日に施行された「新型

インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」といいます。)( 1 )に基づき実施することとなります。

なお、特措法には、新型インフルエンザ等が国内で発生し、国民生活等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政府が緊急事態宣言を行った場合、まん延を防止し、国民の生命及び健康を保護等するため、必要があると認めるときは、都道府県知事が、学校、社会福祉施設等(通所又は短期入所利用のものに限る。) 興行場その他の政令で定める多数が利用する施設( 2 )に対し、施設の使用の制限又は停止(休業)の要請を行うことができることが規定されています(第45条第2項)。

( 1 ) 1 に記載の内閣官房ホームページを参照。併せて、同ホームページ掲載の現在パブリックコメント中の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(案)」も参照ください。

( 2 ) 社会福祉施設等に関する具体的範囲(新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第2号)

「保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)」

(連絡先)

伊丹市 介護保険課 庶務 G

TEL : 072-784-8037

FAX : 072-784-8006

E-mail : kaigohoken@city.itami.lg.jp